

共同アピール

私たち、本日開催のシンポジウム「震災後2年 いま、広域避難者支援に求められるもの」の参加者一同は、同シンポジウムの結果を踏まえ、国に対し、次のことを共同アピールとして訴えます。

1 避難指示の有無を問わず、広く避難者支援を

福島原子力発電所事故により、ここ関西地域でも、多くの人々が今なお避難生活を送っています。これら避難者は、国から避難を指示された地域外の方であっても、放射線の人体への影響が科学的に未解明な現状のもと、被曝を避けるためやむなく避難に至ったのであり、原発事故により避難を余儀なくされ、これにより甚大な被害を受けている点で、避難を指示された方々と変わるところはありません。

したがって、原発事故によりゆえなく損害を被った被害者として、これら避難者の方々に対し、国は広く支援の策を講じなければなりません。原発事故後の年間追加被曝線量が1ミリシーベルト以上の地域に居住していた方々については、被曝を避けるための避難を決断するのは無理からぬところですので、少なくとも、こうした地域からの避難者には、確実に支援の手を差しのべる必要があります。

2 避難者主体の生活再建を支えるための総合的な支援策を

避難されてきた方々は、現在、住居、就労、教育、保育、子どもの健康、家族が離れての二重生活に伴う問題、孤独感・孤立感等々、さまざまな局面で多くの困難に直面しています。国は、これら困難を解消するための具体的な支援策を可及的速やかに講じなければなりません。

避難者への住宅の提供などに関しては、現行の災害救助法制は今回のような原発事故による避難状況を想定しておらず、提供期間の長期化等、施策の抜本的な変更が必要です。また、健康調査の実施に関する問題等、従来の自然災害では生じなかった課題もあり、これらを含め総合的、広汎かつ長期的な支援策が求められます。

支援を行うにあたっては、避難を続けるのか、帰還するのか、新たに避難するのかについての避難者の意思を尊重したうえ、それぞれの避難者が主体的に生活の再建を行うことを支えるような策を講じる必要があります。いま各地で避難者が互いに連携し協力する活動が始められていますが、こうした避難者同士のつながりをさらに大きなものとする施策も望まれます。

3 避難者の声を十分に聴き、これを反映した施策を

上記のとおり の支援策を講じるためには、その前提として、避難者の方々の生活の実情と問題点について、その全容を把握することが不可欠です。この把握なくして、避難者の直面する多岐にわたる困難に即した施策を講じることはできません。

そして、実態の全容を把握するためには、広く避難者の方々の声を十分に聴くことが必要です。かつ、実効性のある支援策とするには、避難者から書面による意見を募るだけでは不十分であり、各地の避難者の生の声を聴くことがことのほか重要です。

国において、ただちに避難者の声を聴くための公聴会等を開催されることを求めます。

4 「基本方針」の可及的早期策定に全力を

以上、1から3までに述べたことについては、同様のことを理念として謳った「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（原発事故子ども・被災者支援法）が昨年6月に既に成立しており、政府が同法の理念にしたがった「基本方針」を策定することにより、具体的支援策の実施に至る仕組みができています。そこで、1から3までに述べたことを実現するためにも、まずは基本方針の策定を早期に行うことが、国に求められる喫緊の課題であるといえます。

ところが、同法成立後9か月を経過した今日においても基本方針はいまだ策定されず、復興庁によれば策定の日程的目処すら立っていないとされています（本年3月15日、復興庁から「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」が公表されましたが、これは、避難者からの生の声を聞く機会をもうけることなく発表されたもので、原発事故子ども被災者支援法の理念に沿うことなく、全く別の観点に基づき作成されたものであり、いかなる意味においても「基本方針に代替するもの」と評することはできません）。

避難者が日々困難な避難生活を重ねる中で、これ以上策定のなされない状況が続くことは許されません。出来得る限り速やかに基本方針を策定することを求めます。

5 最後に

私たちは、避難者の方々を支援するため、今後とも力を尽くすつもりです。しかし、国が動かないことには、被災者救済は不可能です。早急に、適切な基本方針を策定され、十分な支援策を講じられるよう要請いたします。

2013年（平成25年）3月23日

近畿弁護士会連合会主催 シンポジウム

「震災後2年 いま、広域避難者支援に求められるもの」

参加者一同